

## 1.4 他計画との連携

本計画は、健康増進法第 7 条に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」により、「保健医療計画」、「医療費適正化計画」、「介護保険事業支援計画」、「がん対策推進計画」と整合性を図り、連携して推進します。

また、生活習慣病対策における食の重要性に鑑み、平成 19 年 3 月に策定した「大阪府食育推進計画」とも連携していきます。

## 1.5 計画策定の手続き

本計画の策定にあたっては、平成 18 年 7 月に学識経験者等からなる「大阪府健康増進計画改定検討会」（以下、「改定検討会」という。）を設置し、目標項目と目標値の設定、目標値を達成するための行動方針等について検討しました。

また、行動方針等に関わる関係者の役割については、改定検討会で検討するとともに、地域・職域連携推進協議会、健康おおさか 21 推進府民会議等のご意見をいただき検討しました。